

田野畑村立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する方針

令和 5 年 12 月
田野畑村教育委員会

田野畑村立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する方針

(令和5年12月14日)

第1 目的

この方針は、田野畑村立小中学校におけるハラスメントの防止等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 ハラスメント 別表に掲げるハラスメントをいう。
- 2 教職員 田野畑村立小中学校に勤務する全ての教職員をいう。
- 3 校長 田野畑村立小中学校の校長をいう。
- 4 教育委員会 田野畑村教育委員会をいう。
- 5 県教委方針 別表に掲げる岩手県教育委員会が定めるハラスメントの防止等に関する基本方針をいう。

第3 教職員の責務

教職員は、ハラスメントに対する正しい知識を持ち、ハラスメントをしてはならない。

第4 校長の責務

校長は、良好な職場環境を確保するため、日常の業務を通じてハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントの問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第5 教育委員会の責務

教育委員会は、教職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するためハラスメントの防止及び排除に関し必要な施策を推進しなければならない。

第6 相談窓口の設置

ハラスメントに関する相談等に対応するため、教育委員会内に相談窓口を設置する。

第7 プライバシーの保護

ハラスメントに関する相談等を処理する担当者は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、特に相談者が相談等を申出をしたことによって、不利益を受けないように留意しなければならない。

第8 補則

この方針に定めるもののほか必要な事項は、県教委方針を準用する。

令和5年12月14日策定

別表

名称	定義	例規等	
セクシュアルハラスメント	他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動	法律	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
		国指針	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
		岩手県教育委員会方針	セクシュアルハラスメントの防止等に関する基本方針
育児休業等ハラスメント	職場における職員の上司又は同僚による、職員に対する育児休業、介護休業等の制度等の利用に関する言動により職員の勤務環境が害されること	法律	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
		国指針	子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）
		岩手県教育委員会方針	育児休業等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針
妊娠、出産等ハラスメント	職場における職員の上司又は同僚による、「制度の利用への嫌がらせ型」と「状態への嫌がらせ型」	法律	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
		国指針	事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）
		岩手県教育委員会方針	妊娠、出産等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針
パワーハラスメント	職場において行われる優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境が害されること	法律	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）
		国指針	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
		岩手県教育委員会方針	パワーハラスメントの防止等に関する基本方針